

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7—19—2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、<u>一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号</u>又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記 7—18 の(4)から(9)までの規定による。なお、前記 7—18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記 7—18 の(4)のハの規定中「照会を受理</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7—19—2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本及び追加的な資料の提出並びに追加的な説明を要することなく、<u>関税率法別表及び輸入統計品目表の一の細分</u>又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記 7—18 の(4)から(9)までの規定による。なお、前記 7—18 の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記 7—18 の(4)のハの規定中「照会を受理</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7—18 の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに<u>当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</u></p> <p>ニ (省略)</p>	<p>して」とあるのは「切替えを行って」と、前記 7—18 の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行う<u>際には、回答書の写しを画像情報として添付した電子メールにより、回答書を発出する旨を照会者に連絡するものとする。</u></p> <p>ニ (同左)</p>